

# 設計業務等標準積算基準

令和元年10月

山梨県 県土整備部

## はじめに

山梨県県土整備部で適用する「設計業務等標準積算基準」は、国土交通省の2019年度版設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)(以下、「国版」という。)に準じています。

なお、以下については山梨県県土整備部が別途定めるもの等を優先し、適用することとします。

○「第4編調査、計画業務／第4節道路施設点検業務／4-2橋梁定期点検業務積算基準」について  
・山梨県橋梁点検要領に基づく、「橋梁定期点検・初回点検歩掛」

○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-1設計価格等の扱い」について

・設計に使用する価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。

○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-2端数処理等の方法／(3)物価資料を用いる単価」について

・物価資料による単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。

○設計変更の積算について

・本基準書に基づく測量業務、地質調査業務、調査・計画業務の変更業務費の算出は、「第3編土木設計業務／第1章土木設計業務等積算基準／第1節土木設計業務等積算基準/1-4設計変更の積算」を準用するものとする。